

JALEC 整備士による不正なアルコール検査事例について

1. 概要

整備士 A は、1 月 19 日に勤務のため福岡空港整備部に到着後(5:20 頃)、正式な始業時(5:30)のアルコール検査の前に会社指定のアルコール検査器の予備器にて数回検査したところ、0.08~0.10mg/L のアルコールを検知しました(5:20~5:30)。整備士 A は、最終的に始業前には規定値 0.10mg/L を下回ったことを確認しましたが、アルコール検査器による検査で規定値を越える恐れがあることを不安に感じ、本来検査に立ち合い確認する立場の者に検査を依頼し、その者が代行して検査を実施しました。当日は、航空法に基づく確認行為を伴う出発便 1 便の作業を実施(6:00~7:00)した後、計 6 便の発着便に立ち合いました。整備士 A は、前夜(23:00 頃まで)に整備士 B と飲酒を共にしており、整備士 B については、始業時(6:00)のアルコール検査において 1 回目、2 回目で規定値を越え、時間をかけて実施した 3 回目(7:20)で規定値未満となりましたが、上司の指示により業務には従事しておりません。その後、整備士 B より報告を受けた職制があらためて整備士 A にもヒアリングした結果、1 月 20 日に整備士 A は代行検査の事実を認めました。なお、代行検査の事実については、1 月末までには福岡空港整備部内の責任者まで報告がなされていましたが、JALEC の本社総務部への報告は 2 月 11 日となりました。JALEC は航空局に 2 月 13 日に報告し、その後、事実やアルコール影響に関する検証結果を順次報告してまいりましたが、3 月 7 日に最終報告を行いました。

2. 再発防止策

- (1) アルコール検査の重要性の再周知および運用徹底(2 月 28 日までに完了)
- (2) 酒精飲料の種類ごとの飲酒量の目安を記載した携帯カードの配布(2 月 19 日実施)
- (3) 国内/海外全支店への運用状況の健全性の確認(2 月 18 日までに完了)
- (4) アルコール検査の確認方法の改善(3 月 5 日から段階的に開始)
 - 確認者を JAL グループ外の第三者に委託する。委託開始までの間、整備以外の組織から確認者をアサインする、若しくは、管理職または複数名での同時検査とする。